

お知らせ

(全体)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に従い、適合する施設基準を下記のとおり東北厚生局岩手事務所へ届出を行っている保険医療機関です。

記

1 入院基本料について

- ・当院では、1日に102人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ・朝8時30分～夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
 - ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
 - ・深夜0時30分～朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。
- 当院では、患者さんの負担による付添看護は行っていません。

2 食事療養について

- ・入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時(夕食について、1・2病棟は午後6時以降、4・5・6病棟は午後5時以降)、適温で提供しています。標準負担額は1食あたり510円となります。
- ・病床1床当たり0.5平方メートル以上の面積の食堂があります。

3 施設基準等について

当院では、次に掲げる事項について、必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、その基準を実施提供する保険医療機関として届出を行っています。

- | | |
|------------------------------|------------------------|
| ①障害者施設等入院基本料(7対1) | ②特殊疾患入院施設管理加算 |
| ③重症者等療養環境特別加算 | ④強度行動障害入院医療管理加算 |
| ⑤医療安全対策加算1 | ⑥感染対策向上加算3 |
| ⑦患者サポート体制充実加算 | ⑧後発医薬品使用体制加算1 |
| ⑨入退院支援加算2 | ⑩小児科外来診療料 |
| ⑪夜間休日救急搬送医学管理料 | ⑫外来リハビリテーション診療料 |
| ⑬ニコチン依存症管理料 | ⑭開放型病院共同指導料Ⅱ |
| ⑮薬剤管理指導料 | ⑯医療機器安全管理料1 |
| ⑰検体検査管理加算(Ⅱ) | ⑰入院時支援加算 |
| ⑲ヘッドアップティルト試験 | ⑲神経学的検査 |
| ⑲CT撮影(16列以上64列未満) | ⑲MRI撮影(1.5ステラ以上3ステラ未満) |
| ⑲脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) | ⑲廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ⑲運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | ⑲呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ⑲障害児(者)リハビリテーション料 | ⑲歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) |
| ⑲胃瘻造設術 | ⑲胃瘻造設時嚥下機能評価加算 |
| ⑲医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術 | ⑲クラウンブリッジ維持管理料 |
| ⑲入院時食事療養費(Ⅰ) | ⑲診療録管理体制加算3 |
| ⑲認知症ケア加算2 | ⑲入院ベースアップ評価料42 |
| ⑲データ提出加算1・3 | ⑲入院ベースアップ評価料1 |
| ⑲外来・在宅ベースアップ評価料1 | |
| ⑲初診料(歯科)の注1に掲げる施設基準 | |

当院において、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、届出をしている手術は下記のとおりです。

手術名	R6.1.1～12.31実施件数
水頭症手術	0件
胃瘻造設術	0件

4 選定療養について

- ・紹介外初診時負担について
他の保険医療機関からの紹介によらず来院された場合は、紹介外初診時負担額として、医科1,650円・歯科880円の負担をお願いしています。

5 保険外負担について

当院では、患者さんがご希望される次に掲げる事項について、実費に応じた料金の負担をお願いしています。

- 健康診断料(入院検診、一日検診)
- 各種診断・証明書料(種類・内容による料金設定)
- 各種予防接種実施料(インフルエンザ等)

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」の曖昧な名目での費用の徴収はしていません。

6 保険外併用療養費について

当院では、保険外併用療養費として患者さんの同意の基に治療を実施しています。

7 当院では、会計の際に医療費の内容が分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

8 有料個室について

- 1病棟には、有料個室が3室あります。(6・7・8号室 1日1,100円(消費税込))
 - 2病棟には、有料個室が1室あります。(2号室 1日2,200円(消費税込))
- 希望される場合は、病棟師長へご相談ください。(個室利用状況により、ご希望に添えない場合があります。)

令和7年4月

独立行政法人国立病院機構岩手病院院長

「個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口に事前にお申し出ください。

令和元年 7 月

独立行政法人国立病院機構岩手病院

患者さんへのお願い

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年3月

医療機関名：独立行政法人国立病院機構岩手病院長

患者のみなさまへ

○義歯を6カ月再製作できない取り扱い

有床義歯は製作後、6カ月間は新たに作ることはできません。

他院で作った場合も同様です。



岩手病院長